平成２８年（２０１６年）２月１日
建　設　委　員　会　資　料
都市政策推進室グローバル戦略推進担当

民泊に対する区の考え方について

住宅等の空き部屋などを宿泊場所として提供する「民泊」について、区の考え方をとりまとめたので報告する。

１．民泊の現状と課題

民泊とは、住宅の空き部屋などを宿泊場所として提供するサービスであり、有償によるビジネス拡大や訪日外国人旅行客の増加に伴う宿泊需要に応えるものとして注目されている。

一方、実態が先行し、旅館業の許可を得ずに営業している事例が散見されるとともに、安全面や衛生面などの問題が懸念されているところである。

こうした状況を受け、国家戦略特別区域内に限り、旅館業法の適用除外となる民泊を事業として行うことができるようになり、東京圏国家戦略特別区域内に位置する中野区においても、制度活用に向けた環境整備が求められている。

２．民泊活用の考え方

（１）基本的な考え方

中野区における地域産業振興や都市観光推進の観点から、民泊を事業として展開する環境を整備するものとし、事業参入の促進とともに、事業が適正に行われるためのルール化を図っていく。

（２）取り組みの柱

①　安全面・衛生面が確保された民泊の誘導

無秩序の状態にある現状に鑑み、民泊利用者が安心して滞在でき、かつ近隣住民が不安を持つことがないよう、民泊事業の指針や行政関与のあり方を整理し、適正に運営が行われている民泊を誘導する。

②　民泊事業を契機とした地域産業振興

適正な民泊事業への参入とともに、民泊利用者など外国人旅行者の消費行動につながる事業展開や受入れ環境整備を促進することにより、地域産業振興を図る。

③　民泊を活用した都市観光施策の推進

外国人旅行客を対象とした中野での日常的な暮らし体験やイベント参加と連携した宿泊、中野を宿泊拠点とした周遊観光促進など、民泊を活用した都市観光施策を推進する。

（３）検討課題

① 安全面や衛生面が確保された民泊を誘導するためのルールづくり
② 居住環境衛生を確保するための事業対象区域の設定
③ 旅館業法など関連法制の動向を踏まえた制度設計
④ 産業振興や都市観光施策に係る事業との連携方策

（４）施策構築の流れ

① 検討課題の整理
② 民泊活用に係る基本方針のとりまとめ
③ 東京圏国家戦略特別区域計画における認定
④ 区における条例化
⑤ 事業実施

３．今後の予定

平成２８年３月　民泊活用に係る基本方針
平成２８年度中　条例化、事業実施